

# 有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会 報告書（案）の構成

# 報告書（案）の構成

項目	内容
1. 有害使用済機器の指定 （法第17条の2第1項関係） ＜政令規定事項＞	● 有害使用済機器として指定する機器一覧（案）
2. 有害使用済機器の保管及び処分の基準（法第17条の2第1項関係） ＜政令規定事項＞	● 有害使用済機器の保管基準（案） ● 有害使用済機器の処理基準（案）
3. 適正な有害使用済機器の保管を行うことができる届出除外対象者 （法第17条の2第1項、第4項及び第5項関係） ＜省令規定事項＞	● 廃棄物処理制度専門委員会報告書の関連部分（抄） ● 検討会の主な意見 ● 指定に当たっての基本的な考え方 ● 対応方針  ● 届出除外対象者（案）
4. 有害使用済機器の保管等に関する届出事項・書類（改正法第17条の2第1項関係） ＜省令規定事項＞	● 届出事項（案）
5. その他必要な事項（改正法第17条の2第6項等関係）	● 規定事項（案）
6. 今後の検討事項	P2～3 参照

# 報告書（案）の構成

## 6. 今後の検討事項（1/2）

- 改正法の施行までに、先行事例である自治体の取組の水準を引き下げることがないよう、ガイドラインの整備や自治体への通知の発出を進めるなど、具体的な運用面の検討を一層進め、実効ある制度となるよう努めるべきである。
- 改正法の施行後は、今回の検討会において検討を行いつつも指定対象とならなかった機器を始め対象機器について、バーゼル法の輸出確認の状況も含めた法の施行状況、機器の有害性等の更なる実態把握を行い、適時適切に機動的な対応を行うべきである。また、定期的かつ継続的な検討・機器追加を図るための方法を確立すべきである。
- 給湯器、配電盤、無停電電源装置（UPS）については、現地調査において多く確認され、また、いわゆる雑品スクラップの中でも個別に有価としての取引実績があると見込まれ、かつ、火災原因となる可能性や、鉛等の含有があることから、更なる実態把握の上で、今後の機器の指定の検討に当たり特に考慮すべきである。
- その他の機器については、「有害使用済機器」という名称が法で規定されたが、「有害」「機器」という用語を狭く捉えないようにするべきである。
  - 「有害」については、有害性の考え方について一層の検討を進めるべきである。例えば、機器に含有される有害物質の情報を引き続き収集していくなど有害物質の含有の観点にとどまらず、油の流出による土壌・水質汚染のリスクや、フロン放出のリスク、今回以上にバッテリーの存在による火災リスク等も考慮して検討すべきである。具体的な機器としては、例えば、油を含む機器としてオートバイや農機具、フロンを含む機器として業務用冷凍空調機器、バッテリーを含む機器等も指定を検討すべきである。「機器」については、解体されたことで発生する部品や原材料も過度に除外されないようにすべきである。
  - また、今回指定することとしたリサイクル法対象機器を始めとして、業務用と家庭用の機器を環境への影響上区別する必然性は必ずしもないことから、こうした区別を設けずに機器を指定することについても検討すべきである。そして、今回の機器の指定や今後の一定の追加指定を行っても「すきま」の問題が解消しない等の判断に至った場合には、更なる実態把握の上で、機器単位ではなく、有害性の有無の観点で対象を指定することも含めて、指定の在り方を検討していくことも将来的にはありえる。
  - 以上の多くの論点があることを踏まえ、本検討会で議論された点に十分配慮して機器の指定をすべきである。2 また、今回の指定は「第一歩」と考えるのが適切であり、追加指定や柔軟な運用ができるようにすべきである。

## 6. 今後の検討事項（2/2）

- 法の施行後も引き続きスクラップヤードの実態把握に努めるべきである。特に、今般対象外となる機器のみを扱うスクラップヤードが一定程度出現すること等も想定されることから、法の施行状況に加えて、規制対象外として整理されるこうしたヤードについても、実態を把握すべきである。さらに、実態把握に当たっては、火災リスクを始めとした人の健康・生活環境保全上の支障の防止について、例えば、自治体を通じた規制対象内外のスクラップヤードの状況把握、輸出入される場合を含めたいわゆる雑品スクラップの全体的な物の流れの把握など、実態把握と検証を行うべきである。
- これらの実態把握等も踏まえた上で、保管基準、処分基準、届出事項の追加等、必要な対策を講じるべきである。また、今般の届出対象となっていない有害使用済機器の収集・運搬段階についても、更なる実態把握の上で、届出対象とする等、必要な対策を検討していくべきである。さらに、今後の有害使用済機器の追加と併せて、リサイクル法で回収ルートが定められていない機器についても、必要な実態把握を行った上で、排出段階からの対応の必要性を含めて対策を検討していくべきである。